

海外ビジネス展開に向けた補助金制度

～ 青森県は県内中小企業等の海外向け商品開発・販路開拓を支援しています ～

対象事業者（共通）

県内に本社・事業所のある中小企業・個人（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者）

青森県産品輸出基盤強化事業費補助金

商品開発支援

補助対象商品	<p>次の①②の要件を満たす商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コロナ禍で変化した輸出先のニーズや海外の食品規制に対応した加工食品（例：冷凍食品、レトルト食品等） ② 青森県産品を原材料に使用するもの
補助対象経費	<p>補助対象商品の商品開発又はブラッシュアップに要する次の経費 専門家謝金、専門家旅費、通信運搬費、借損料（リース料）、原材料等購入費、試作実験（分析）費、パッケージ製作費、通訳・翻訳費、委託費（試作品の製造、輸出可否検査委託、マーケティング調査委託等）</p>
補助率・額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：対象事業費の2分の1以内の額 ・ 年間の補助限度額：1商品当たり100万円 ・ 事業実施期間：令和6年1月31日までに終了するもの

輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

販路開拓・拡大支援

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 海外で開催される見本市・商談会への出展事業 ② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ③ 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 ④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 ⑤ 海外向けインターネットショップ出店事業 ⑥ 県産品輸出以外の海外ビジネス展開事業
補助率・額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：対象事業費の2分の1以内の額 ・ 年間の補助限度額：1社当たり50万円 ・ 事業実施期間：令和6年3月31日までに終了するもの
主な留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ※ 渡航費は、令和2年度から令和4年度までの間に青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金のうち渡航費の交付実績がないものが対象となります。 ※ 海外向け商品パッケージデザインは、海外の見本市・商談会（国内又はオンライン開催を含む。）に令和5年度中に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあるものが対象となります。維持経費及び増刷経費は対象となりません。 ※ 海外ビジネス展開事業は、専門家指導の下作成した具体的なプランに沿って事業展開するための経費に限り、申請時に当該プランを提出いただきます。

各種手続の御案内（共通）

応募方法

- 各補助金ともに、申請書、事業計画書等を提出していただきます。
- 様式は県ホームページに掲載しています。
- 御希望の方には郵送しますので、お手数ですが下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。

対象者の決定

- 提出された事業計画書を県が審査します。
- 審査後、その結果は速やかに応募者に通知します。

留意事項

- 支援の対象として決定した企業や事業の概略等を県のホームページ等で公表することがありますので、応募に当たっては、あらかじめ御了解ください。
- 県が主催するセミナー、県が作成する資料・パンフレット、マスコミによる取材等において、支援の対象とした事業の内容や成果等を紹介・PRするに当たり、情報提供等の御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 支援の対象として決定した場合は、別途、県の規程等に基づく手続きが必要となります。
- 各補助金の交付決定前に着手した事業は対象となりませんので、御注意ください。

【お問い合わせ・お申込み先】

青森県観光国際戦略局国際経済課経済交流グループ

TEL 017-734-9730

FAX 017-734-8119

E-mail kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp

青森県産品輸出基盤強化事業費補助金（商品開発支援） 担当者 山本

HP <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kokusai/kokusaikeizai/kibanhozyokin.html>

輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金（販路開拓支援） 担当者 小山内

HP <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kokusai/kokusaikeizai/2022hojokin.html>